

仕様書

- 1 委託名 柿木運動広場仮設トイレ退避等業務委託（単価契約）
- 2 履行期間 契約締結日から令和7年（2025年）3月31日まで
- 3 履行場所 柿木運動広場（草加市柿木町字堤外1929番1外）及び、市が指定する一時退避場所（草加市柿木町地内）
- 4 支払方法 業務完了払
- 5 積算方法 曜日・天候等を問わず、1回当たり均一料金として積算すること。
- 6 委託内容
 - (1) 受注者は柿木運動広場に設置された仮設トイレ（1基）及びサッカーゴール（2対）を市の指示により、し尿汲み取りの上、市の指定する退避場所まで移設し、再度市の指示により柿木運動広場への移設と復旧作業を行う。（予定回数1回）
 - ア 退避作業の指示については、作業指定日前日の午後5時までに行うものとする。
 - イ 判断基準については、江戸川河川事務所のホームページ等で中川の吉川水位観測所（テレメータ水位吉川）の水位上昇や中川流域における雨量を注視し、吉川水位観測所の水位が水防団待機水位である3.3mに達することが予想される場合とする。
 - ウ 復旧作業については、水位が下がり次第、市が随時指示するものとする。
 - (2) 受注者は、作業終了後、速やかに市に作業内容を報告するとともに、作業完了報告書を提出すること。
- 7 履行日時
 - (1) 履行日時は、市の指示した日の午前8時30分から午後5時までとする。
 - (2) 退避作業については、市の指示から30分以内に着手するものとする。
 - (3) 復旧作業については、市の指示から3日以内に履行するものとする。
- 8 その他
 - (1) 業務履行に要する経費は、全て受注者の負担とする。
 - (2) 受注者は業務の遂行に際し、他の車両や歩行者等に十分注意を払うものとする。
なお、器物等を損壊した場合には受注者の責任において原形に復するとともに、市に事故内容を速やかに報告するものとする。また、受注者は発生した全ての事故等の責任を負うとともに、受注者の責任において解決するものとする。

- (3) 受注者が作業実施のため、指定の場所で準備を完了し、作業に着手した後、天候その他やむを得ない理由で市が作業の中止を指示した場合は、市は当該作業に係る料金を支払うものとする。
- (4) 受注者は、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (5) 受注者は、草加市環境マネジメントシステムに基づく取り組みに協力すること。
- (6) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は、不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (7) 仕様に疑義が生じた場合は、市の担当者と協議すること。

9 問合せ先

草加市役所 スポーツ振興課 鈴木

電 話：048（922）2861（直通）